

津 市 公 報	第 157 号 平成24年7月5日
目 次	
津市条例	
津市まん中老人福祉センターの設置及び管理に関する条例	
津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例	
津市規則	
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	
津市告示	
放置自転車等の撤去及び保管	
国民健康保険被保険者証の無効	
住民票の職権消除及び公示送達	
市道路線の区域変更	
市道路線の供用開始	
保育所入所負担金収納事務の一部委託	
平成24年度津市一般廃棄物処理実施計画の策定	
津市公告	
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行	
犬の抑留	
不動産等の最高価申込者の決定等	
津市新斎場整備運営事業に係る総合評価一般競争入札の執行	
犬の抑留	
津市水道局告示	
津市水道局指定給水装置工事事業者の事業廃止	
津市水道局公告	
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行	
津市教育委員会告示	
津市教育委員会の開催	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市まん中老人福祉センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 6 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 23 号

津市まん中老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、老人福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 老人の福祉増進を図るため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市まん中老人福祉センター
- (2) 位置 津市大門 7 番 15 号

(事業)

第 4 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康、生活等に係る相談に関すること。
- (2) 教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3) 機能回復に関すること。
- (4) その他老人の福祉に関する事業

(使用者の範囲)

第 5 条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

